

附属資料

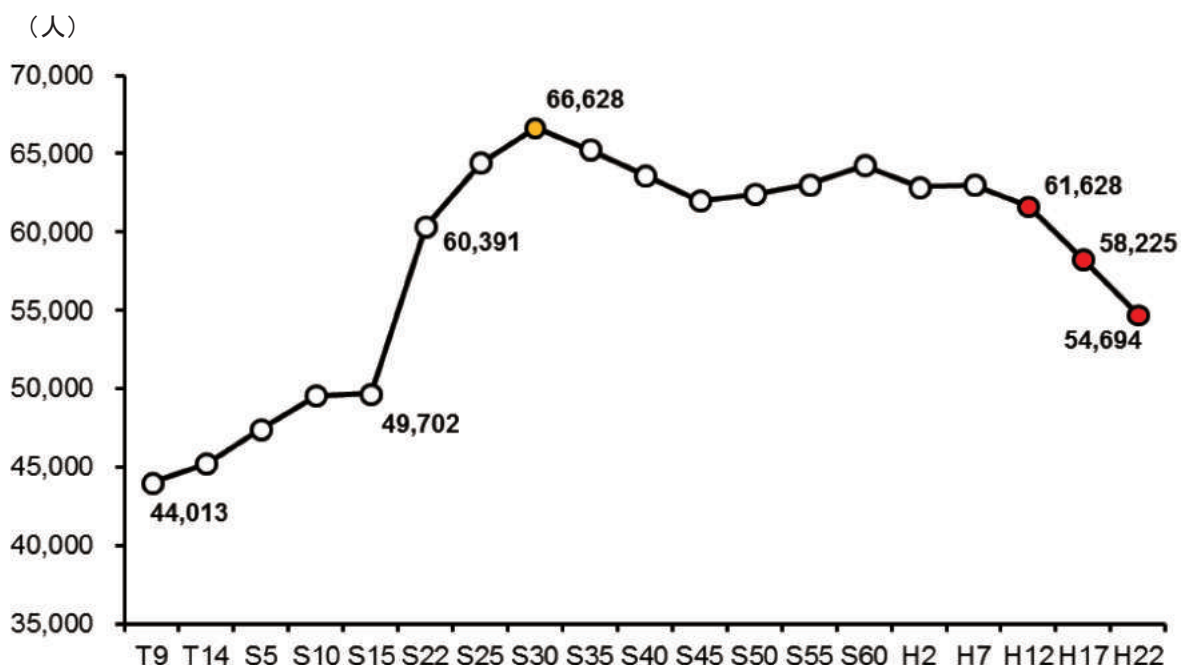
- 資料1 志摩市の現状（統計データ）
- 資料2 志摩市のまちづくりに関するアンケート調査結果
- 資料3 沿岸域総合管理とは
- 資料4 志摩市の関連計画一覧
- 資料5 用語の解説

資料 1

志摩市の現状（統計データ）

1. 人口動態

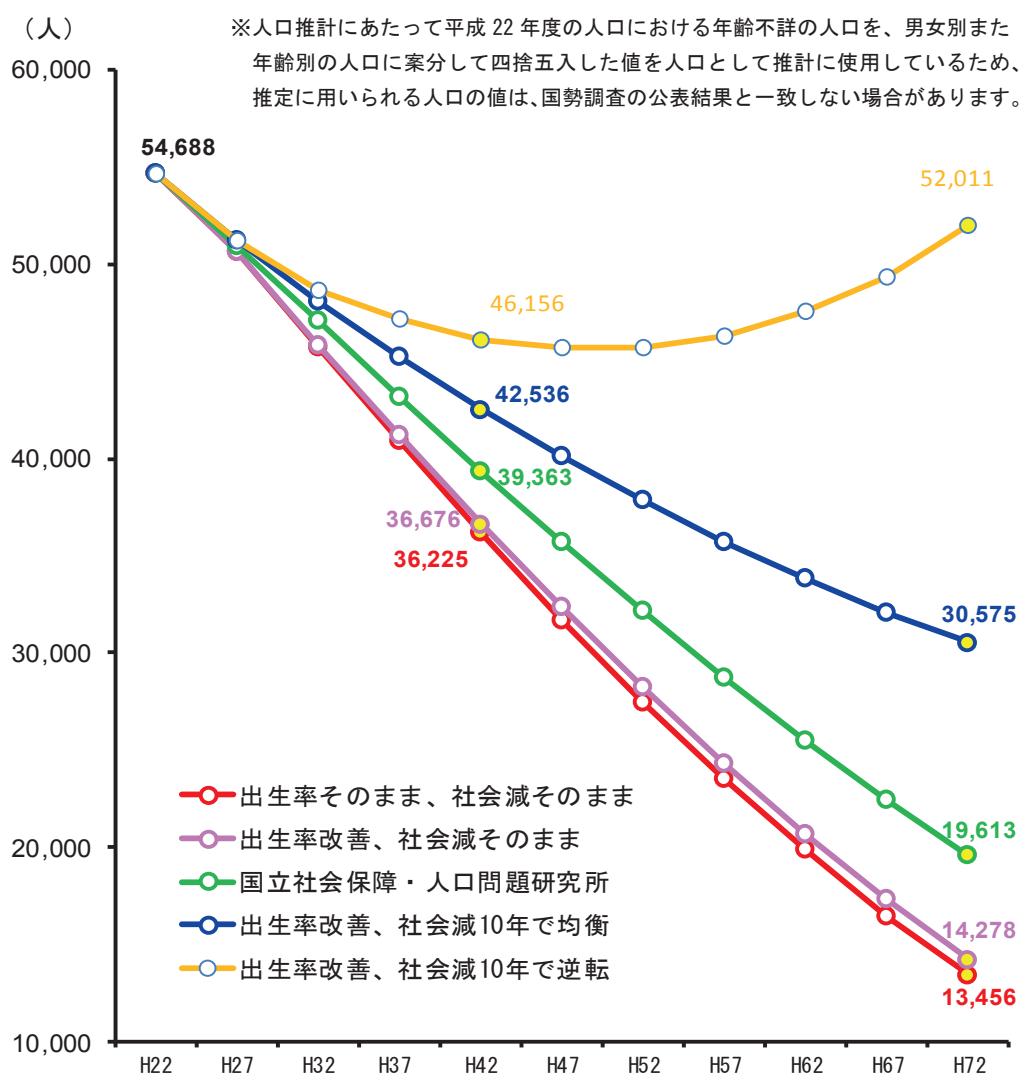
大正9年（1920年）に44,013人だった本市の人口は、第1次ベビーブーム（昭和22～24年）を経て、昭和22年には60,391人となり、昭和30年には66,628人となってピークを迎えました。その後、高度経済成長期の第1人口移動期（昭和35～48年）を経て人口が若干減少するものの、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）を経て人口は若干増加します。その後、第2人口移動期（昭和55年～平成5年）には顕著な人口の減少は見られませんが、第3人口移動期に入る平成12年から急速な人口減少が始まり、10年間で平成12年時の人口の1割以上である6,934人の減少が見られます。



志摩市の人口推移（資料出所：国勢調査）

志摩市人口ビジョンでは、本市の将来人口を予測するにあたって、「現状の人口推移がそのまま続く」、「自然増減が改善する」及び「自然増減及び社会増減が改善する」などの条件でシミュレーションを行った結果、現状の人口推移がそのまま続いた場合、平成 72 年（2060 年）には約 13,500 人まで人口が減ってしまう可能性があることや、本市の人口を決定する要因としては、自然増減よりも社会増減の方が、はるかに影響が大きいことがわかりました。

このことから、少子化対策などの自然増減対策を進めながら、仕事づくりや地域で活躍する若者の育成などの社会増減対策を重点的に取り組み、合計特殊出生率を段階的に 2.1 まで改善し、平成 37 年（2025 年）までに社会減を解消することにより約 30,000 人の人口を維持することを目標とした志摩市総合戦略を策定しています。

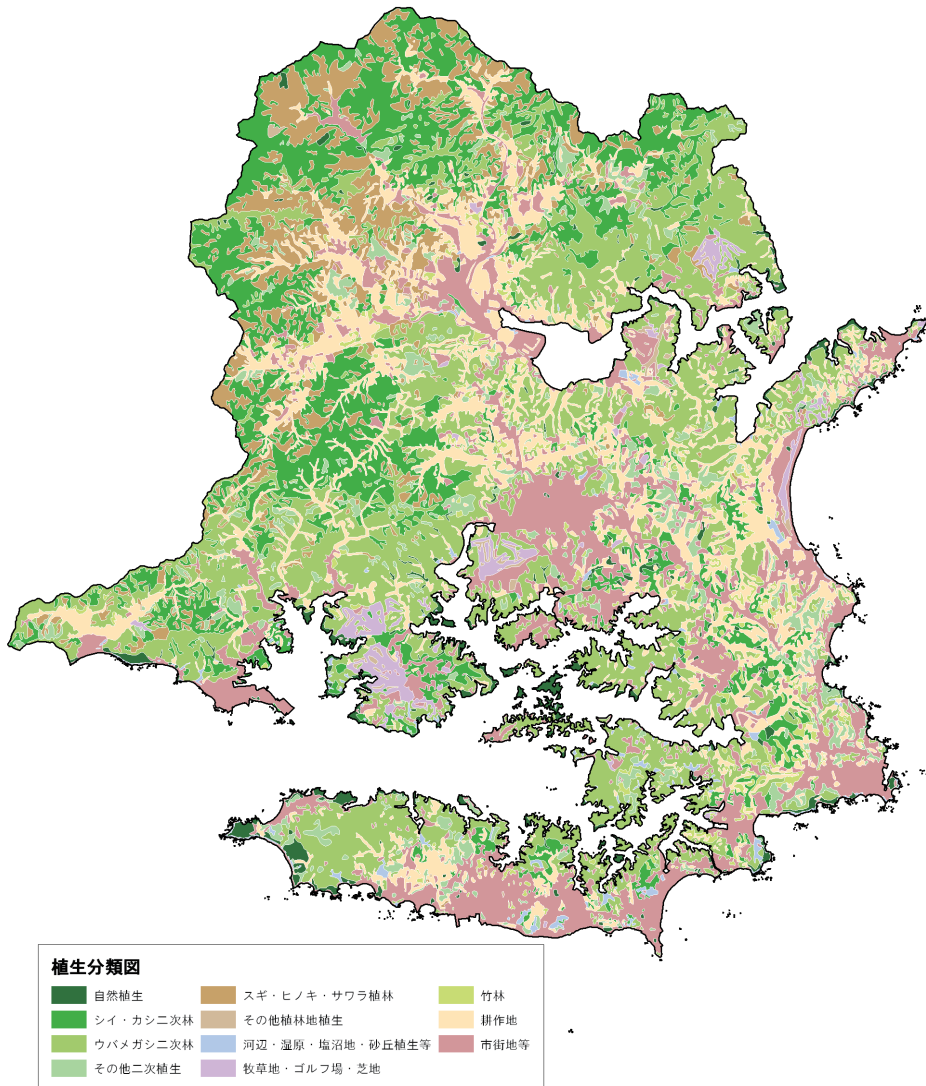


2. 沿岸域の利用状況

(1) 土地利用の状況

陸域では、耕作が行われなくなった農地の森林化や宅地化が進み、農地面積が減少しており、最近では太陽光発電施設への転用が進んでいます。かつて燃料として使われていたコナラやウバメガシ※、シイ、カシの二次林はほとんど利用されていない状況にあります。

土地利用の状況



出典) 第7回自然環境保全基礎調査

(2) 海域利用の状況

海域には、的矢港、賢島港、浜島港の3つの港湾区域と安乗、波切、和具など12の漁港区域が設定され、これらの区域を除く海岸から1kmの海域が伊勢志摩国立公園の普通区域に指定されています。また、海域には延べ145.17㎩にわたって共同漁業権が設定され、沿岸漁業が盛んに行われているほか、真珠やかき、あおさ（ヒトエグサ）を養殖するための区画漁業権や定置漁業権が数多く設定されています。

この他にも、的矢湾や英虞湾には定期航路や観光船の航路が設定されているほか、トライアスロンやシーカヤックなどの海洋レジャー・スポーツの場として複雑で高度な海面利用が行われていることが特徴です。

港 湾 名	的 矢 港	賢 島 港	浜 島 港
管 理 者	三 重 県	三 重 県	三 重 県
指 定 日	昭和 28 年 9 月 22 日	昭和 28 年 9 月 22 日	昭和 27 年 9 月 1 日
港湾区域面積	1,000ha	200ha	600ha

漁 港 名	和具漁港	波切漁港	安乗漁港
漁 港 種 別	第 4 種	第 3 種	第 3 種
管 理 者	三 重 県	三 重 県	三 重 県
指 定 日	昭和 26 年 7 月 28 日	昭和 26 年 7 月 28 日	昭和 26 年 7 月 28 日
漁 港 名	御座漁港	深谷漁港 (船越・片田)	国府・甲賀・神明・名 田・片田・間崎・越賀
漁 港 種 別	第 2 種	第 2 種	第 1 種
管 理 者	志 摩 市	三 重 県	志 摩 市
指 定 日	昭和 28 年 3 月 5 日	昭和 44 年 9 月 6 日	※漁港によって異なります



本市の伝統漁業である海女漁業は第1種共同漁業権のアワビ漁業として営まれているほか、あおさ養殖や真珠養殖などは区画漁業権、大型定置網漁業は定置漁業権に基づいて営まれており、漁業を行うことができる漁業権区域が設定されています。

3. 自然環境

(1) 希少生物

三重県レッドデータブック 2015 によると、本市にはシロチドリ（鳥類）、アカウミガメ（爬虫類）、ゲンゴロウ（昆虫類）、シオマネキ（甲殻類）など 233 種の重要な動物とオニバス、アサザ、コアマモなど 111 種の重要な植物が生息・生育していると考えられています。また、希少野生動植物主要生息生育地が 4 か所選定されています。

一方、ミシシippアカミミガメ、オオフサモ、ユッカランなどの外来種*も生息・生育しており、生態系への被害を防ぐため、駆除活動が行われています。

◇本市に生息すると考えられる重要な動物種数

カテゴリー区分	条 件	動物 合計	種 数							
			哺乳類	鳥類	両生類・ は虫類	魚類	昆虫類	クモ類	貝類	甲殻類
絶 滅	三重県内ではすでに絶滅したと考えられる種	3 (18)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
野生絶滅	三重県内で飼育・栽培下でのみ存続している種	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
絶滅 I 危類 惧	絶滅危惧 I A 類 三重県内でごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	23 (103)	0 (1)	6 (14)	0 (0)	0 (11)	16 (57)	0 (2)	1 (18)	0 (0)
	絶滅危惧 I B 類 三重県内で I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	40 (135)	0 (3)	4 (9)	0 (0)	2 (9)	19 (74)	0 (2)	14 (36)	1 (2)
絶滅危惧 II 類	三重県内で絶滅の危険が増大している種	53 (208)	0 (8)	3 (21)	3 (7)	3 (13)	16 (99)	0 (6)	26 (51)	2 (3)
準絶滅危惧	三重県内では生息条件の変化によっては、「絶滅危惧種」に移行する要素を持つ種	98 (244)	4 (5)	5 (18)	1 (3)	3 (5)	32 (107)	3 (11)	44 (85)	6 (10)
情報不足	三重県内では評価するだけの情報が不足している種	19 (162)	0 (3)	0 (7)	0 (1)	0 (2)	10 (83)	0 (6)	5 (49)	4 (11)
合 計		236 (870)	4 (23)	18 (69)	4 (11)	8 (41)	96 (434)	3 (27)	90 (239)	13 (26)

◇本市に生育すると考えられる重要な植物種数

カテゴリー区分	条 件	種数
絶 滅	三重県内ではすでに絶滅したと考えられる種	4 (67)
野生絶滅	三重県内で飼育・栽培下でのみ存続している種	0 (2)
絶滅 I 危類 惧	絶滅危惧 I A 類 三重県内でごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	11 (258)
	絶滅危惧 I B 類 三重県内で I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	23 (389)
絶滅危惧 II 類	三重県内で絶滅の危険が増大している種	45 (453)
準絶滅危惧	三重県内では生息条件の変化によっては、「絶滅危惧種」に移行する要素を持つ種	31 (380)
情報不足	三重県内では評価するだけの情報が不足している種	1 (193)
合 計		115 (1742)

※1 「三重県レッドデータブック 2015」のメッシュ図などにおいて、本市に分布すると記載されている種数を計数。

※2 () 内は「三重県レッドデータブック 2015」掲載種数。

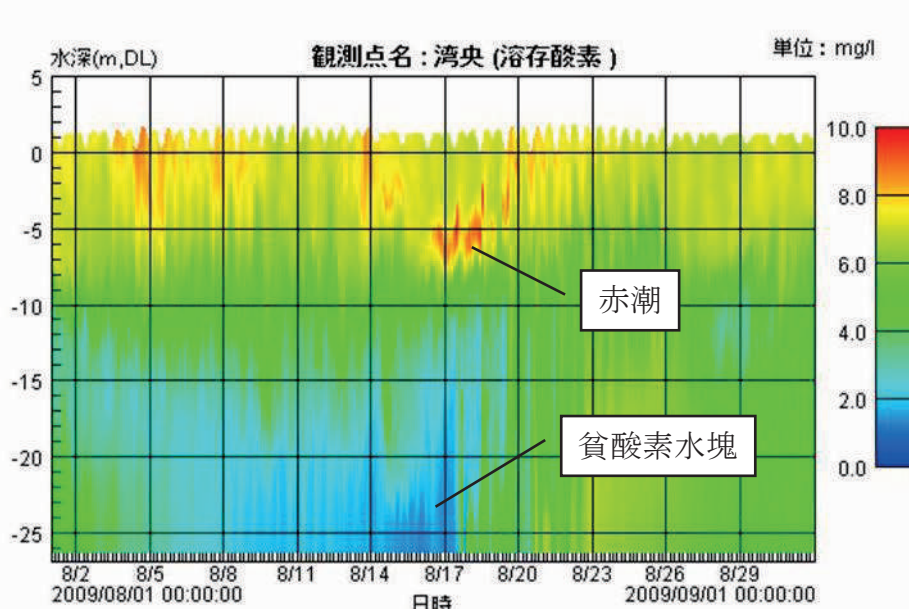
資料：「三重県レッドデータブック 2015」

(2) 海洋の環境

英虞湾は、湾口がせまく、細長く入り組んだ湾奥部では水の流れが滞りやすいため、夏季には水温成層が形成されます。成層が形成されると、表層と海底付近の海水が混合しなくなるため、海底付近の溶存酸素量ようぞんさんそりょう*が低下し、海底に堆積した有機物ようぶつ*の分解が阻害されるとともに海底の生物が死滅するなど、大きな影響を与えることになります。

的矢湾は、広い湾口部と湾奥部の伊雑ノ浦が細い水道状の中央部でつながった形状をなしており、潮汐による海水の攪拌かくはんが進むことから溶存酸素量ようぞんさんそりょうの低下は英虞湾ほど顕著ではありませんが、湾奥部の伊雑の浦では陸域起源と考えられる有機物の堆積が著しく、アマモ場あまもば*が失われて透明度が低下するなどの課題が発生しています。

また、太平洋沿岸においても有機物の堆積や、アワビなどの餌料や生物が生育する場として重要な藻場の減少が報告されており、深刻な問題となっています。



英虞湾・的矢湾・五ヶ所湾環境モニタリングシステムで捉えられた英虞湾の海底付近の貧酸素水塊（青い部分）と赤潮せきしほ*にもなって酸素量が高くなった水塊（水深 5 m 付近の赤い部分）。

4. 産業形態

(1) 産業構成

労働者人口は平成7年をピークに年々減少していますが、完全失業者については昭和40年以降、ほぼ一貫して増加しています。特に、バブル崩壊後の平成7年以降は、完全失業者の数が4ケタのまま推移しています。

サービス産業に従事する人の増加に同調して卸売・小売業及び製造業に従事する人が増加した時期は見られるものの、基本的にはサービス産業に従事する人の割合が増加し、一次産業に従事する人の割合が減少して、他の産業に従事する人の割合は大きく変化することなく推移しています。

各産業の従業者数推移 単位（人）

	農業 林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	卸売 小売業	運輸 通信業	サービ ス業	他の 第3次	公務	分類 不能	完全 失業者	労働者 人口
S40	6,960	12,392	14	1,929	1,943	2,992	1,320	3,559	294	438	21	317	32,179
S45	5,418	7,370	6	2,907	3,663	3,477	1,575	4,566	411	479	0	566	30,438
S50	3,285	5,343	9	3,769	3,983	4,228	1,733	5,795	502	643	45	685	30,020
S55	2,500	5,862	19	3,897	4,510	5,065	1,746	6,920	526	671	8	774	32,498
S60	1,880	6,590	8	3,628	5,300	5,383	1,722	7,566	488	648	18	1,078	34,309
H2	1,289	5,610	14	3,664	5,371	5,630	1,681	8,176	606	666	46	904	33,657
H7	1,169	4,595	19	3,953	4,258	6,497	1,681	10,192	560	701	34	1,324	34,983
H12	909	3,366	13	3,470	4,190	6,131	1,574	9,836	625	731	27	1,426	32,298
H17	847	2,579	10	2,861	3,576	4,618	1,277	11,098	576	704	88	1,718	29,952
H22	575	1,914	10	2,272	2,556	3,802	1,152	10,944	600	652	897	1,867	27,241

資料：国勢調査

本市における産業生産は、平成13年から平成19年にかけて各産業生産が徐々に減少しています。特に平成19年から平成20年にかけて、建設業、サービス業、金融・保険業、製造業及び不動産業の順で産業生産が急減しており、建基法不況[※]や企業業績の悪化の影響とみることができます。

平成13年と平成24年の産業生産を比較すると、不動産業以外の産業生産は減少しています。しかし、平成21年から平成24年を比較すると、農業、水産業、建設業、卸売・小売業、情報通信業及びサービス業においては産業生産が増加しています。

各産業の生産額推移 単位（百万円）

	産業 総生産	農林 水産				製造	建設	電気 ガス 水道	卸売 小売	金融 保険	不動 産	運輸	情報 通信	サー ビス
		水産	農	林	水産									
H13	119,287	7,729	1,538	80	6,111	9,072	17,303	7,568	13,769	6,531	5,374	6,828	37,384	
H14	112,748	7,442	1,674	65	5,703	9,748	12,249	6,721	13,779	7,041	6,462	6,121	35,743	
H15	109,080	7,658	1,708	78	5,872	7,016	11,049	6,671	13,866	6,976	7,631	5,737	34,818	
H16	109,695	6,948	1,419	74	5,455	9,227	11,475	6,451	13,083	6,959	8,900	5,564	34,140	
H17	104,135	6,507	1,306	74	5,127	9,807	9,104	5,795	12,216	7,212	10,146	3,464	2,835	30,542
H18	103,899	6,211	1,280	77	4,854	8,244	10,646	5,303	11,503	7,070	11,905	3,466	2,653	30,687
H19	106,861	6,553	1,178	64	5,311	9,321	12,991	5,050	11,982	6,949	10,028	3,791	2,770	30,873
H20	94,656	5,738	1,146	69	4,523	7,836	8,897	4,184	12,032	5,428	8,821	3,821	2,812	29,349
H21	91,126	5,259	998	56	4,205	5,949	8,602	4,824	12,378	5,267	8,051	3,516	2,902	29,119
H22	92,255	5,584	981	54	4,549	6,093	8,350	4,528	12,563	5,224	8,483	3,465	3,055	29,326
H23	91,636	5,698	1,028	57	4,613	6,371	7,471	3,915	12,736	4,925	8,823	3,079	3,215	29,705
H24	93,327	5,715	1,058	49	4,608	4,503	9,903	4,178	12,824	4,622	8,374	3,100	3,370	31,023

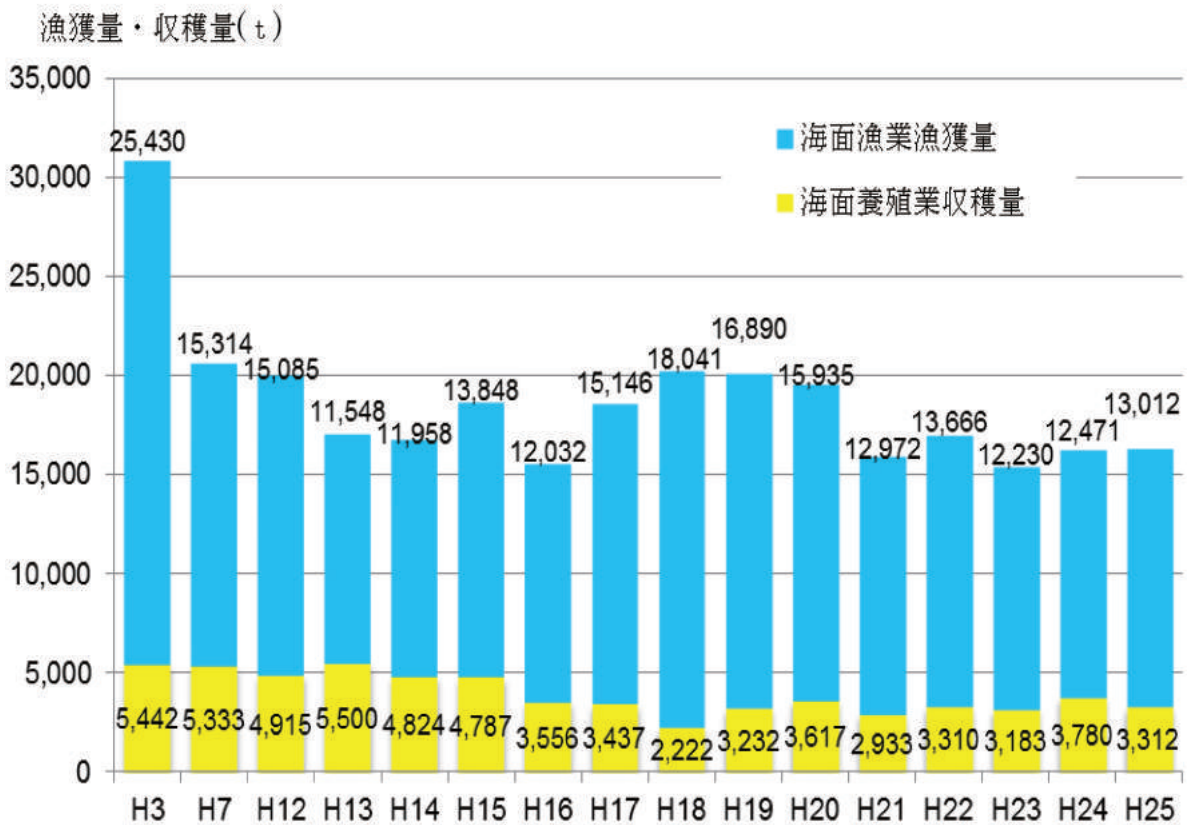
資料：三重県民経済計算（一部編集）

(2) 沿岸漁業・養殖業

本市の太平洋沿岸では小型漁船を使用した沿岸漁業が盛んに行われており、英虞湾や的矢湾では真珠やかき、あおさ（ヒトエグサ）などの養殖業が中心となっています。

平成3年から、漁業の漁獲量、養殖業の収穫量ともに、年により増減はあるものの全体的には減少傾向にあり、ここ数年は横ばいとなっています。

志摩市の漁獲量・収穫量推移



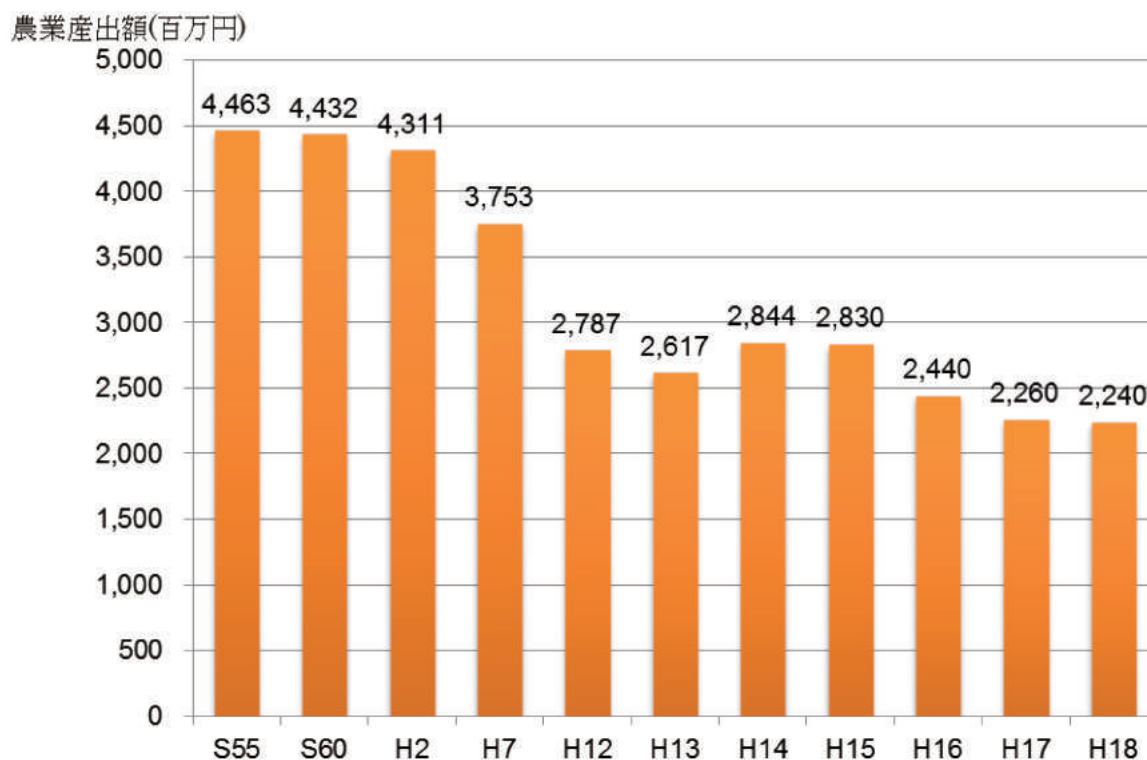
資料：三重県農林水産統計年報

(3) 農業

本市では、温暖な気候を生かし、稲作のほかに「きんこ」の材料となるいも類やいちご、メロンなどが栽培されています。

三重県農林水産統計年報では、昭和55年から、農業産出額は減少傾向にあります。平成19年以降市町村単位の集計が行われなくなったことから、その後の動向について把握できない状況となっており、今後統計資料の整備が必要となっています。

志摩市の農業産出額推移



資料：三重県農林水産統計年報

(4) 製造業

本市の製造品出荷額などでは、電子部品や食料品の割合が大きくなっています。
平成 25 年の出荷額は 178 億円となっています。

志摩市の製造品出荷額推移

製造業の生産額推移 単位（百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
食料品製造業	4,028	4,684	4,621	統計なし	3,980	3,096
繊維工業	157	137	127		130	100
窯業・土石製品製造業	×	1,575	1,769		1,774	1,991
金属製品製造業	2,408	272	263		×	×
はん用機械器具製造業	416	×	×		×	×
生産用機械器具製造業	×	186	191		×	×
業務用機械器具製造業	268	157	×		×	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	319	2,548	1,660		4,421	3,280
電気機械器具製造業	5,807	×	×		×	×
輸送用機械器具製造業	621	498	475		×	×
その他の製造業	1,627	1,227	1,343		1,337	1,658
秘匿業種小計	6,293	6,377	6,853		1,814	7,654
合計	21,944	17,662	17,302		13,456	17,779

×印は秘匿されている業種

資料：工業統計調査

(5) 商業

本市の卸売・小売業年間商品販売額では、飲食料品の販売額の割合が大きくなっています。

平成 26 年の速報値では、販売額が 536 億円となっており、減少傾向にあります。

志摩市の卸・小売業年間商品販売額の内訳

卸売・小売業の商品販売額推移 単位（百万円）

	H11	H14	H16	H19	H24	H26		
卸売業	27,518	23,422	22,108	20,220	業種別の金額は未公開			
各種商品卸売業	－	－	－	－				
繊維・衣服等卸売業	×	－	×	×				
飲食料品卸売業	17,331	12,204	12,733	12,188				
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	×	2,345	2,596	2,577				
機械器具卸売業	872	2,336	1,548	2,267				
その他の卸売業	5,224	972	3,157	×				
小売業	59,211	49,158	51,026	47,595				
各種商品小売業	4,917	×	4,092	3,981				
織物・衣服・身の回り品小売業	4,418	3,028	3,095	2,610				
飲食料品小売業	20,115	16,423	17,489	16,344				
自動車・自転車小売業	4,800	572	6,095	4,927				
家具・じゅう器・機械器具小売業	5,722	5,011	4,727	3,843				
その他の小売業	17,810	15,752	9,151	15,889				
うち秘匿業種小計	5,519	13,936	8,452	3,189				
合 計	86,729	72,580	73,134	67,815			48,873	53,619

×印は秘匿されている業種

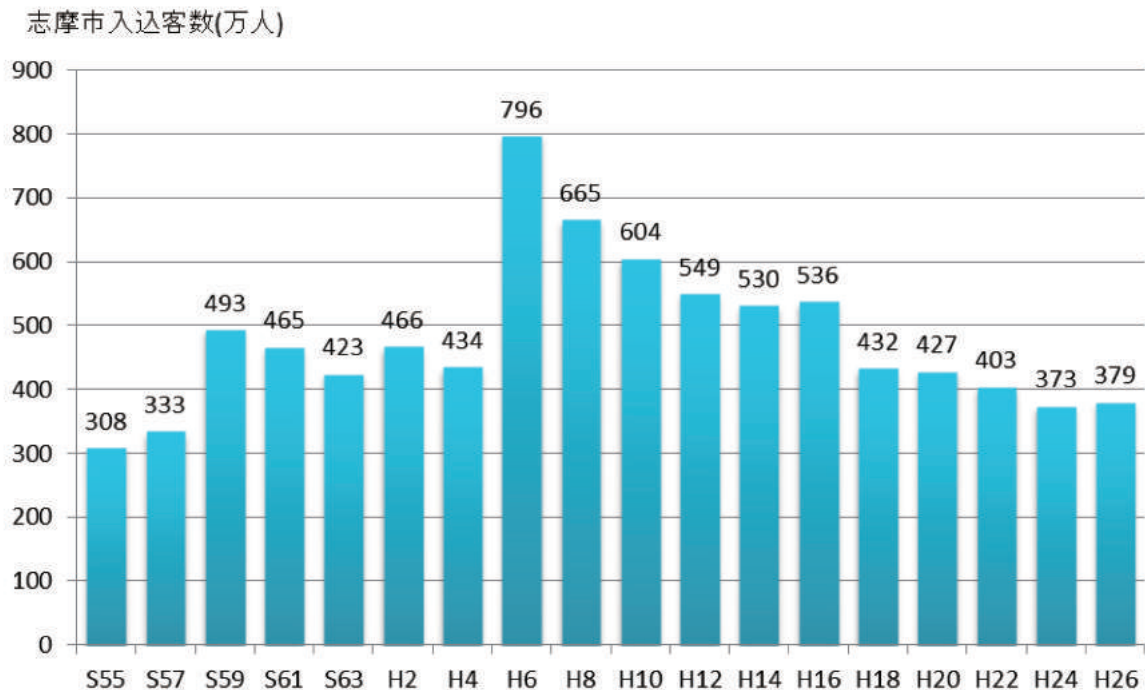
資料：商業統計調査

(6) 観光業

本市の日帰り観光客数は、平成 20 年以降、300 万人を切った状態で減少傾向が続きましたが、平成 25 年には神宮遷宮効果もあり 7 年ぶりに増加に転じました。志摩市の観光客数は、志摩スペイン村が約半数を占めており、志摩スペイン村の客数の推移とほぼ同じ傾向が見られます。

また、宿泊客数は、ここ数年ほぼ 130 万人前後で推移してきましたが、平成 25 年には神宮遷宮効果もあり 150 万人を突破しました。ただし、データはまだ未集計ですが各所へのヒアリングによれば平成 26 年は遷宮の反動もあり、日帰り客、宿泊客ともに再び減少傾向となっているのが現状です。

志摩市の観光入込客数推移



※平成 17 年度に調査手法の変更がありました。

資料：観光客実態調査報告書

5. 景観・文化

(1) 景観

本市は、英虞湾や的矢湾のリアス海岸※による美しい自然に生まれま
す。また、市内には人々の暮らしや農林漁業の営みとともに形成されてきた、歴
史的・文化的な景観を持った集落もみられます。

志摩市景観計画では、次のとおり区域を設定しています。

<p>一般地区</p>	<p>山地・里山ゾーン</p>  <p>沿道ゾーン（沿岸型）</p> 	<p>里海・熊野灘沿岸ゾーン</p>  <p>沿道ゾーン（内陸型）</p> 	<p>市街地ゾーン</p>  <p>一般地区は5つのゾーンに分類されています。</p>
<p>眺望保全地区</p>	<p>横山展望台</p> 	<p>桐垣展望台</p> 	<p>市内の誇れる視点場の中から「横山展望台眺望保全地区」と「桐垣展望台眺望保全地区」が位置付けられています。</p>
<p>重点候補地区</p>	<p>国府地区</p> 	<p>上之郷地区</p> 	<p>「歴史的集落」「漁村集落」「農村集落」「市街地」「観光保養地」に分類され、地区住民や事業者の合意が得られた地区は、『重点地区』へ移行します。</p>

(2) 地域文化

本市には、豊かな自然環境との共生から生まれたさまざまな地域文化があります。

伝統行事では、和具の「潮かけ祭り」や波切の「わらじ曳き」、浜島の「伊勢えび祭」など、海に関連した行事が数多くあります。また、伊勢神宮（内宮）の別宮である伊雑宮では、日本三大御田植祭である「磯部いそべの御神田おみた」が行われており、伝統芸能である「安乗の人形芝居」とともに国の重要無形民俗文化財に指定されています。

また、「きんこ」や「てこね寿司」など、豊富な海の幸、山の幸から生まれた本市特有の食文化が形成されています。

【磯部の御神田】

毎年6月24日に行われる「御神田」は、平安時代の末ごろが起源であり、その年の豊作を祈ったり、占ったりしたのが始まりとされています。平成2年には国の重要無形民俗文化財に指定されています。



【安乗の人形芝居】

昭和55年に国の重要無形民俗文化財に指定され、400年以上にわたり伝承されている伝統芸能の人形芝居です。安乗神社境内の舞台上で上演され、素朴で大胆かつ野趣に富んだ喜怒哀楽の表情が特徴です。



【てこね寿司】

漁師が船上で、獲れたてのカツオの刺身とご飯を手でこねて食べたのが始まりです。志摩町が発祥の地と言われています。



志摩市文化財件数（指定・登録文化財）

平成 28 年 3 月 15 日 現在

		国		三重県	志摩市	合計
		重要 文化財	登録 文化財			
有形文化財	建造物	-	5	-	4	9
	彫刻	1	-	3	12	16
	工芸品	-	-	2	3	5
	書跡・典籍	-	-	2	1	3
	古文書	-	-	-	3	3
	考古資料	-	-	2	3	5
	歴史資料	-	-	-	2	2
民俗文化財	有形	-	1	1	3	4
	無形	2	-	3	6	11
記念物	史跡	-	-	4	1	5
	天然記念物	-	-	2	8	10
計		3	5	19	46	73

※文化財の体系については、下記の文化庁ホームページをご参照ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_1.html

資料 2

第2次志摩市総合計画策定に係る 志摩市のまちづくりに関するアンケート調査結果 (抜粋)

調査目的

平成26年度と平成27年度における今後10年のまちづくりの指針となる「第2次志摩市総合計画」の策定におけるまちづくりの方向や施策の選択について、市民の意識・評価を把握するために実施した。

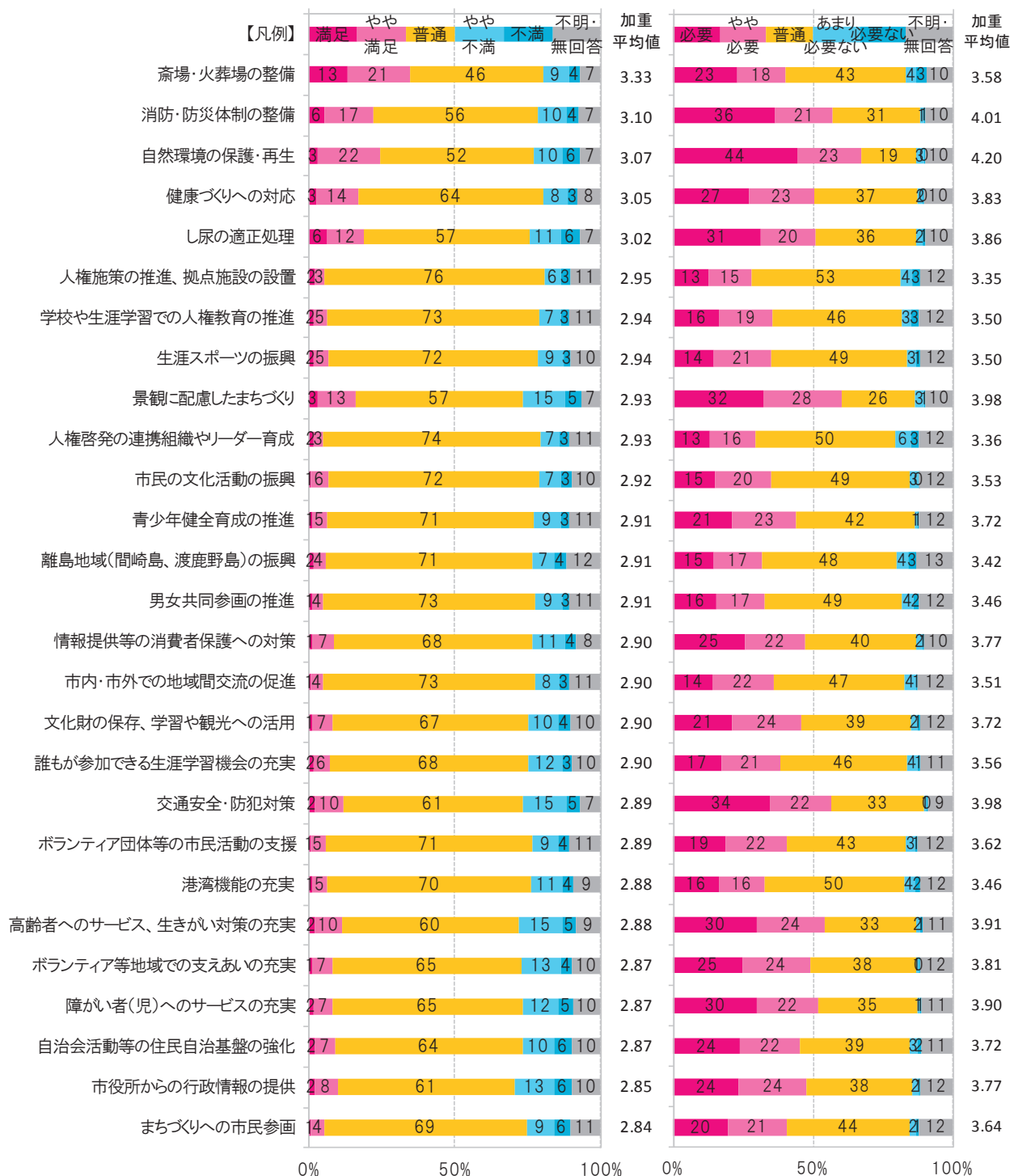
調査概要

項目	詳細
調査の名称	志摩市のまちづくりに関する市民アンケート調査
母集団	市内在住の満20歳以上の方
調査対象者	3,000人
サンプリング方法	無作為抽出
抽出台帳	住民基本台帳
調査票配布回収	対象者に調査票を郵送し、回答後、郵送にて回収
実査時期	平成26年9月19日～10月10日
回収数(回収率)	993(33.1%)

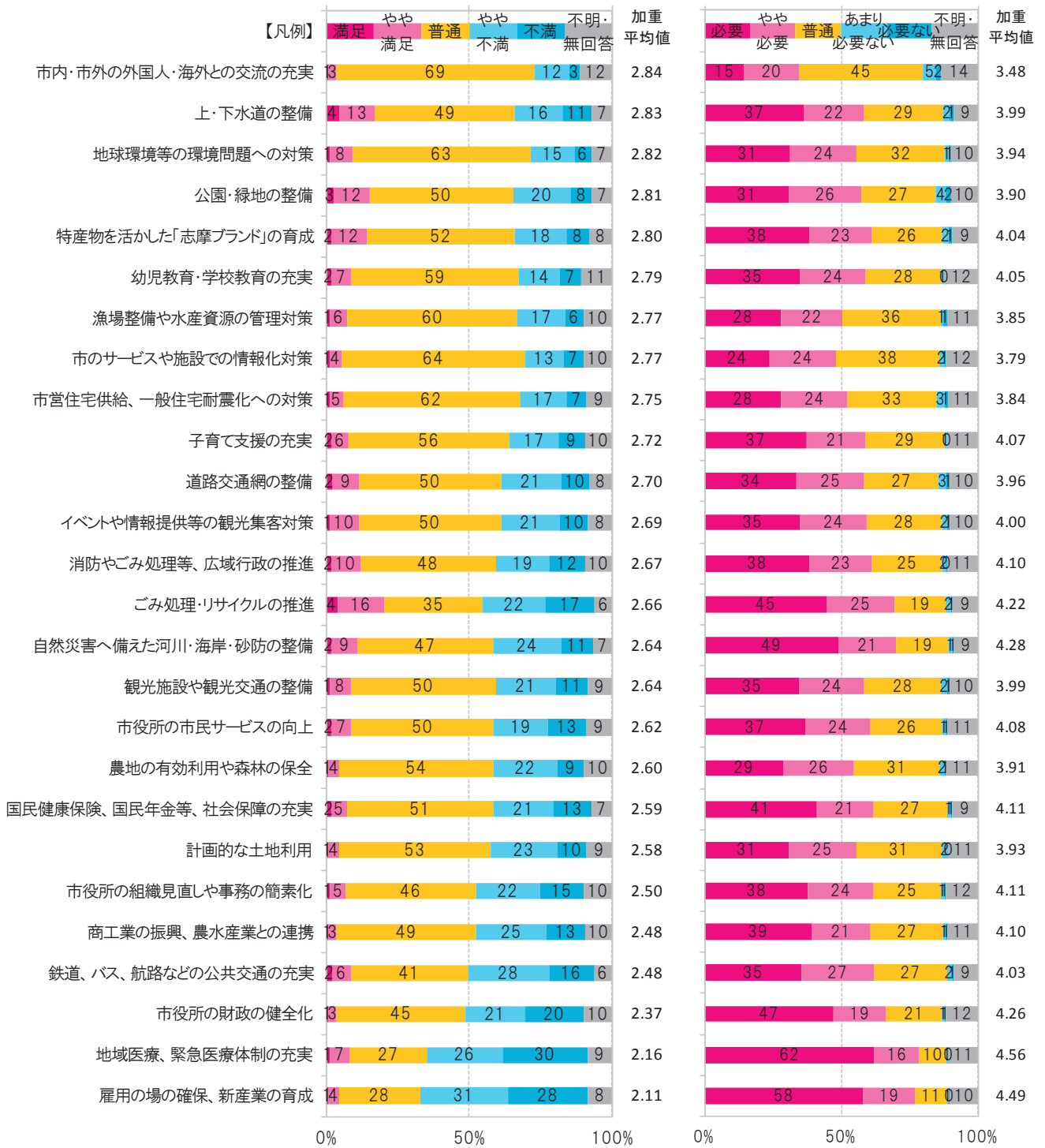
※調査項目の中から、「志摩市が取り組んできた主な施策」と「新しい里海創生によるまちづくり」に関する調査結果を抜粋して掲載しています。

■志摩市が取り組んできた主な施策についておたずねします

問5 (1)~(53)の分野別の施策について、あなたが「どのくらい満足しているか」(満足度)、「今後も取り組みが必要か」(必要度)をお聞きします。①満足度、②必要度の各々について、5点満点であなたの考えに最も近いものを1つずつ選んで○をつけてください。



附属資料

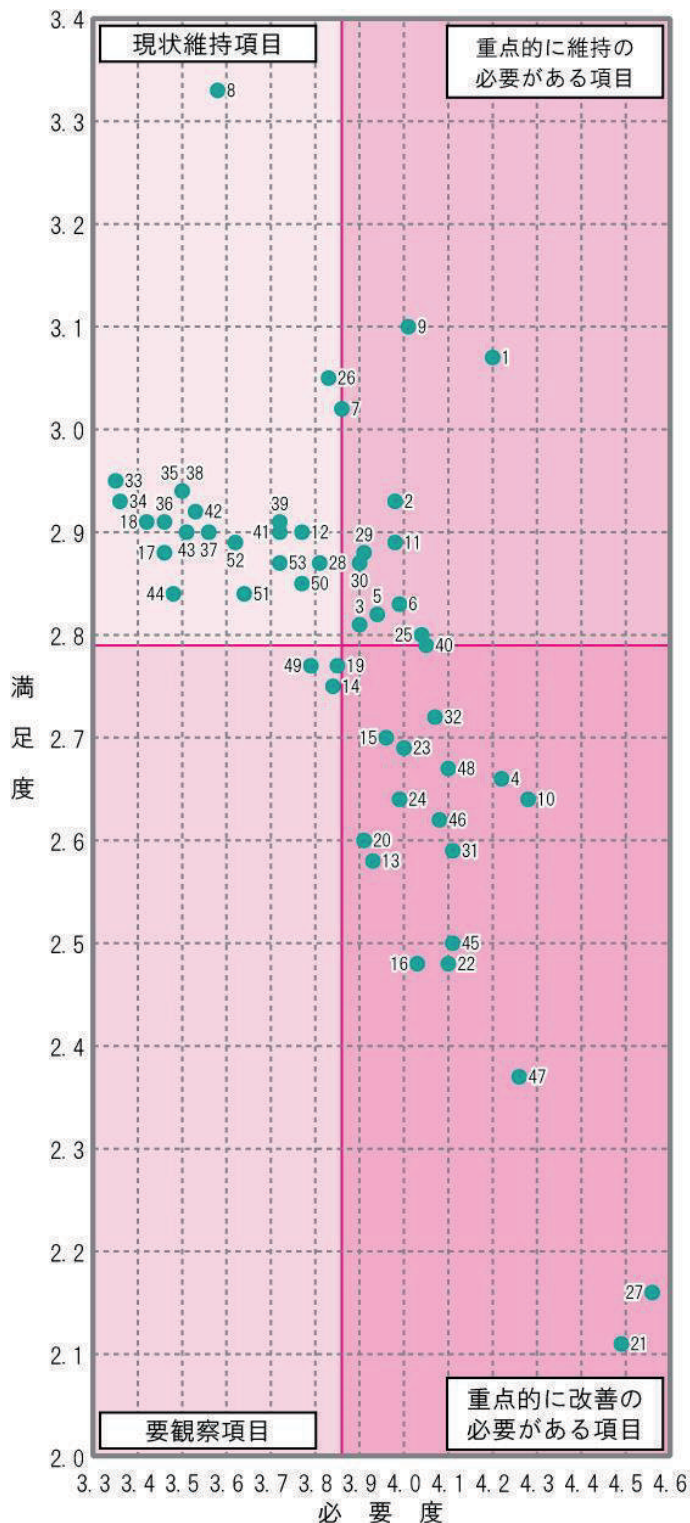


※加重平均値は、以下のように算出

満足度：「満足」=5点、「ほぼ満足」=4点、「普通」=3点、「やや不満」=2点、「不満」=1点、として算出

重要度：「必要」=5点、「やや必要」=4点、「普通」=3点、「あまり必要ない」=2点、「必要ない」=1点、として算出

○満足度及び重要度評価の高低に基づき、施策を4つのカテゴリに分類した。
 ○重点的に改善の必要がある項目として【地域医療・緊急医療体制の充実】や【雇用の場の確保・新産業の育成】、【自然災害へ備えた河川・海岸・砂防の整備】などが挙げられている。



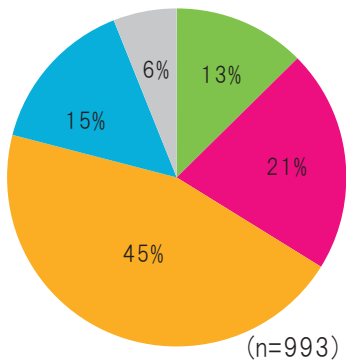
1	自然環境の保護・再生
2	景観に配慮したまちづくり
3	公園・緑地の整備
4	ごみ処理・リサイクルの推進
5	地球環境等の環境問題への対策
6	上・下水道の整備
7	し尿の適正処理
8	斎場・火葬場の整備
9	消防・防災体制の整備
10	自然災害へ備えた河川・海岸・砂防の整備
11	交通安全・防犯対策
12	情報提供等の消費者保護への対策
13	計画的な土地利用
14	市営住宅供給、一般住宅耐震化への対策
15	道路交通網の整備
16	鉄道、バス、航路などの公共交通の充実
17	港湾機能の充実
18	離島地域（間崎島、波鹿野島）の振興
19	漁場整備や水産資源の管理対策
20	農地の有効利用や森林の保全
21	雇用の場の確保、新産業の育成
22	商工業の振興、農水産業との連携
23	イベントや情報提供等の観光集客対策
24	観光施設や観光交通の整備
25	特産物を活かした「志摩ブランド」の育成
26	健康づくりへの対応
27	地域医療、緊急医療体制の充実
28	ボランティア等地域での支えあいの充実
29	高齢者へのサービス、生きがい対策の充実
30	障がい者（児）へのサービスの充実
31	国民健康保険、国民年金等、社会保障の充実
32	子育て支援の充実
33	人権施策の推進、拠点施設の設置
34	人権啓発の連携組織やリーダー育成
35	学校や生涯学習での人権教育の推進
36	男女共同参画の推進
37	誰もが参加できる生涯学習機会の充実
38	生涯スポーツの振興
39	青少年健全育成の推進
40	幼児教育・学校教育の充実
41	文化財の保存、学習や観光への活用
42	市民の文化活動の振興
43	市内・市外での地域間交流の促進
44	市内・市外の外国人・海外との交流の充実
45	市役所の組織見直しや事務の簡素化
46	市役所の市民サービスの向上
47	市役所の財政の健全化
48	消防やごみ処理等、広域行政の推進
49	市のサービスや施設での情報化対策
50	市役所からの行政情報の提供
51	まちづくりへの市民参画
52	ボランティア団体等の市民活動の支援
53	自治会活動等の住民自治基盤の強化

※満足度・重要度の全体平均を用いて象限をわける境界線を設定。

■「新しい里海創生によるまちづくり」についておたずねします

問 11 現在、市の重点施策として取り組んでいる「新しい里海創生によるまちづくり」について、あなたはどのくらいご存じですか？（1つ）

○名称については約80%の回答者が知っていると回答しているが、考え方についても知っているとの回答者は約30%、取組み内容についても知識のある回答者は約10%程度となっている。また、名前も聞いたことがないとの回答も約15%ある。考え方や取組み内容に重点を置いた情報提供が必要である。



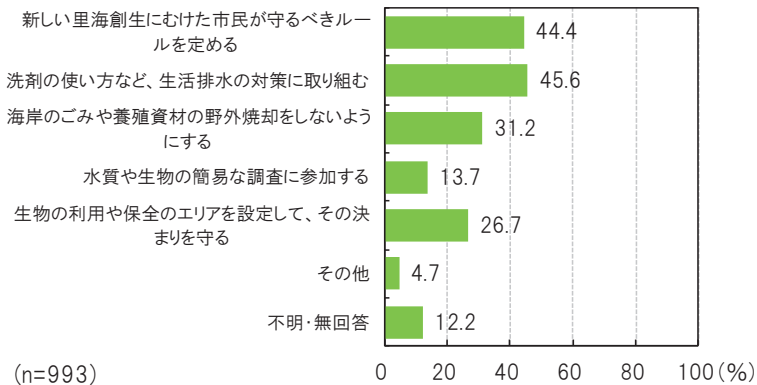
- 名称、考え方、取組み内容について知りたい知っている
- 名称、考え方は大体知っているが、取組み内容は知らない
- 名称は知っているが、考え方や取組み内容は知らない
- 名称も聞いたことがない
- 不明・無回答

選択肢	回答数	割合 (%)
1 名称、考え方、取組み内容について知りたい知っている	125	12.6
2 名称、考え方は大体知っているが、取組み内容は知らない	211	21.2
3 名称は知っているが、考え方や取組み内容は知らない	449	45.2
4 名称も聞いたことがない	148	14.9
不明・無回答	60	6.0
合計	993	100

問 12 新しい里海の創生に向けて、市民の皆さんと関わりのある取り組みがたくさんあります。あなたが興味を持ったり、参加しても良いと思われるものを選んでください。

(1) 里海の自然環境の保全と管理を進めるために（あてはまるものすべて）

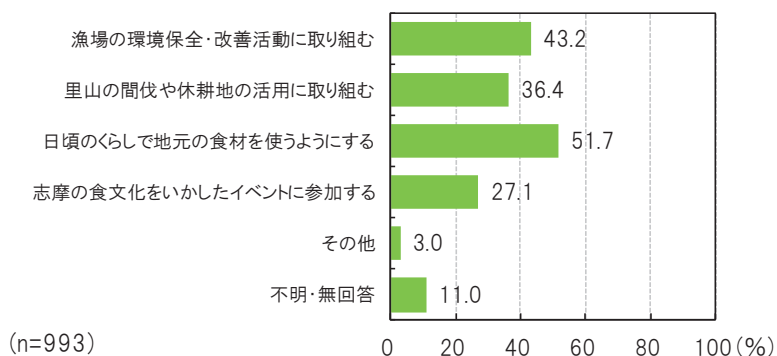
○「生活排水の対策（約45%）」と「市民が守るべきルール策定（約45%）」が多くを占めている。また、「簡易な調査への参加（約15%）」の回答が低くなっているが、ルール化・日常の習慣といった他の選択肢と比較して、専門性が高いとの解釈があったなどの理由が考えられる。



選択肢	回答数	割合 (%)
1 新しい里海創生にむけた市民が守るべきルールを定める	441	44.4
2 洗剤の使い方など、生活排水の対策に取り組む	453	45.6
3 海岸のごみや養殖資材の野外焼却をしないようにする	310	31.2
4 水質や生物の簡易な調査に参加する	136	13.7
5 生物の利用や保全のエリアを設定して、その決まりを守る	265	26.7
6 その他	47	4.7
不明・無回答	121	12.2
合計	1,773	100

(2) 里海の資源を農林水産業や商工観光業などで活用するために（あてはまるものすべて）

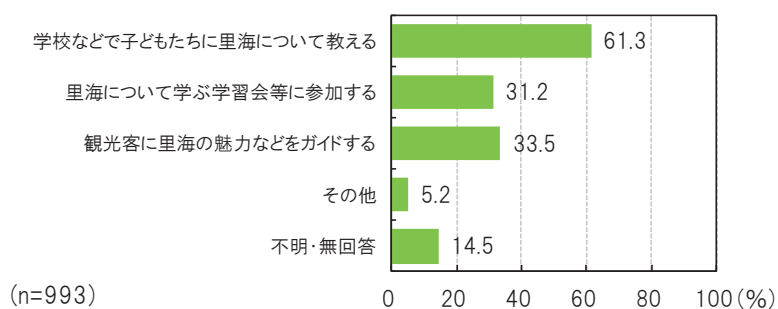
○「地元食材の使用（約 50%）」や「漁場の保全・改善（約 45%）」の回答が多くなっている。
 ○「イベントへの参加（約 25%）」がやや低くなっている。



	選択肢	回答数	割合(%)
1	漁場の環境保全・改善活動に取り組む	429	43.2
2	里山の間伐や休耕地の活用に取り組む	361	36.4
3	日頃のくらしで地元の食材を使うようにする	513	51.7
4	志摩の食文化をいかしたイベントに参加する	269	27.1
5	その他	30	3.0
	不明・無回答	109	11.0
合計		1,711	100

(3) 里海の素晴らしさや価値を学び、地域・人づくりに結びつけるために（あてはまるものすべて）

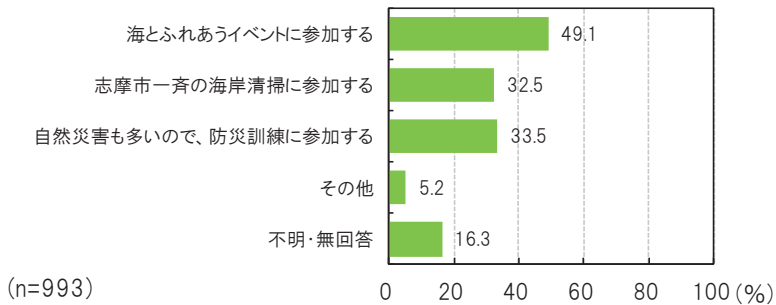
○「学校での教育」が約 60%と多く、「学習会などへの参加」、「魅力のガイド」などはそれぞれ約 30%程度とやや低くなっている。



	選択肢	回答数	割合(%)
1	学校などで子どもたちに里海について教える	609	61.3
2	里海について学ぶ学習会等に参加する	310	31.2
3	観光客に里海の魅力などをガイドする	333	33.5
4	その他	52	5.2
	不明・無回答	144	14.5
合計		1,448	100

(4) 地域内外の人が里海で遊び豊かな生活を楽しむために（あてはまるものすべて）

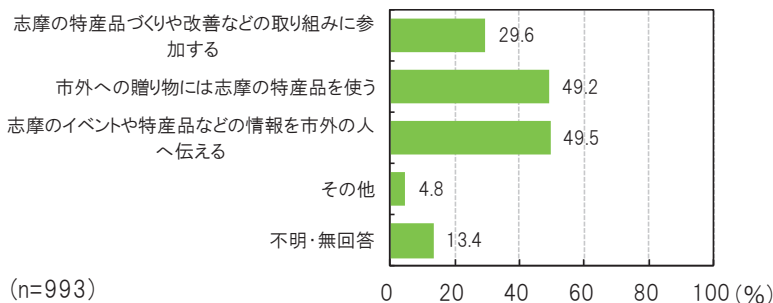
○「イベントへの参加」が約50%と多く、次いで「防災訓練への参加」、「清掃活動への参加」が共に約35%と続いている。



選択肢	回答数	割合(%)
1 海とふれあうイベントに参加する	488	49.1
2 志摩市一斉の海岸清掃に参加する	323	32.5
3 自然災害も多いので、防災訓練に参加する	333	33.5
4 その他	52	5.2
不明・無回答	162	16.3
合計	1,358	100

(5) 里海のイメージアップと情報発信のために（あてはまるものすべて）

○「市外の人への伝達」と「特産品の使用」が共に約50%と多く、「特産品づくりや改善などへの参加」は約30%とやや低くなっている。



選択肢	回答数	割合(%)
1 志摩の特産品づくりや改善などの取り組みに参加する	294	29.6
2 市外への贈り物には志摩の特産品を使う	489	49.2
3 志摩のイベントや特産品などの情報を市外の人へ伝える	492	49.5
4 その他	48	4.8
不明・無回答	133	13.4
合計	1,456	100

資料 3**沿岸域総合管理とは**

本市の「新しい里海」の恵みを市民みんなが生かすまちづくりは、沿岸域総合管理の仕組みを導入して進めています。沿岸域総合管理の概要については下記の資料をご参照ください。

※「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」平成27年3月 海洋政策研究財団（現在は笹川平和財団海洋政策研究所）から抜粋。

沿岸域総合管理のすがた

「沿岸域を海域・陸域一体のものとして捉え、多様な関係者の合意に基づいて、その自然の恵みの持続的利用と環境保全の均衡及び社会活動の複雑化・高度化に対応した利用間の調整を図る沿岸域総合管理計画を策定し、関連の事業を順応的に実施していく仕組み」を沿岸域総合管理と定義する。

こうした沿岸域総合管理を地方沿岸域に適用することを前提として、その基本的な概念である対象、狙い、主体、プロセス、位置づけ、効果について以下のように整理する。

（１）対象とする沿岸域

沿岸の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討されるべきであることに鑑み、地方自治体が一体的に考えるべき陸域・海域を本提言で扱う沿岸域の範囲とする。特に、自然地形（海域においては内湾のような閉鎖性水域、外海に面する海岸線、地先水面など、陸域においては河川流域など）、一次産業（漁業、農業や林業）、社会活動（海運・舟運・陸運や人の行き来など）が、それぞれの沿岸域を特徴づけている。

（２）沿岸域総合管理の狙い

地方自治体において沿岸域総合管理計画の策定や沿岸域総合管理協議会の設置による沿岸域総合管理の実施が図られるならば、海域と陸域を一体として捉えた合理的な資源管理（生物、鉱物、景観など）やその恵みの利用と環境の保全の均衡を図ること、錯綜する管理主体・法制度にまたがる利用に関する調整を行うことが可能となる。特に、

計画策定段階から市民・関係者の参画を得、十分な情報共有を行い、合意形成を進めていくことで、問題が発生してから対処療法的に対応するのではなく、長期的・総合的視野に立って予防的・計画的に問題解決に取り組むことが可能となる。

また、計画立案から実行、評価、計画への反映といった順応的管理（PDCA サイクル）を組み込むことで、自然環境や社会経済状況の変化に応じた実施が可能となり、限られた人的・財政的資源の有効な活用が図られる。

海域・陸域を含む沿岸域において、海域は国土としての管理や港湾、水産の利用に関する管理などが実施されている。これらは、個別の法制度に則り、財産管理・機能管理の面から実施されているものであり、いまだ横断的な管理制度は確立されていない。沿岸域総合管理のための協議会は、こうした個別管理の諸計画との調整を図る場としても有効である。

（３）沿岸域総合管理の主体

地域における沿岸域総合管理の主体は、その人的・財政的・組織的な持続性を担保するためにも地方自治体であることが望ましい。我が国の法制上、海は原則として私的所有の対象とならないため、海の管理の主体は公的主体とならざるを得ない。しかし、漁業協同組合や NPO 団体などが実質的な管理を主導することもありうる。

（４）沿岸域総合管理の進め方

沿岸域総合管理を実施する 5 つの段階がある。これらの段階は、必ずしも順番に実施されるものではなく、前後したり同時進行したりする場合もある。

- ① 海陸を一体とした状況把握：区域の設定、海域・陸域の一体とした特性把握、評価
- ② 地域の関係者による合意形成：関連協議会、研究会、協議会の開催
- ③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定：根拠となる総合計画への位置づけ、独自の管理計画の策定、ゆるやかな調整
- ④ 順応的管理による事業実施：事業実施計画の策定、順応的な事業実施、持続的な実施体制の確立
- ⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し：事業実施の評価、計画策定の成果の評価、見直しによる PDCA サイクルの実施



これらを3~5年のサイクルで順応的・継続的に実施

東アジア海洋環境管理パートナーシップ (PEMSEA) で提唱されている沿岸域総合管理の実施サイクルの例

(5) 沿岸域総合管理計画の位置付け

沿岸域総合管理計画は、沿岸域に含まれる多岐にわたる空間、資源、行為を管理対象とすることから、国や県などが策定する法定計画（海岸保全基本計画や港湾計画など）や、その他の計画（漁業権の設定や一般海域の利用など）との整合を図ることが必要である。

沿岸域において、そうした多様な管理計画の調整を行う法制度は整備されてこなかったことから、沿岸域総合管理計画を策定する過程において、関係者の協議を基本にしてそれらの計画との調整を図りつつ、沿岸域総合管理計画を策定することが必要である。

沿岸域総合管理計画を、地方自治体が策定する総合計画や地方創生のための地方版総合戦略などの一部に組み込むことで、地方自治体における計画の位置付けを明確にすることが重要である。

(6) 沿岸域総合管理の効果

沿岸域総合管理を実践することで以下のような効果が期待できる。

(ア) 地方自治体による総合的な取り組みの推進

- ① 内湾、地先水面、島と島間の海域など身近な海域を市町村区域に編入することにより、市町村が身近な沿岸域について自らの問題として総合的に取り組むことができる。
- ② 沿岸の陸域、海域に関するさまざまな管理制度を横断的に整理して、関係者が総合的な地域計画を共有して取り組むことができる。

(イ) 地域特性に配慮した環境と資源の保全と利用の調和の実現

- ① 生物多様性（種、群集、生態系）の保全に寄与する利用計画の策定が図られる。
- ② 地域産業の振興や地域としての社会活動の取り組みの一環としての森川海の一体的な自然環境、生態系機能の維持の実施を目指すことができる。

(ウ) 地方自治体による自主性を持った持続可能な開発の推進

- ① 過疎化、高齢化の進行が著しい沿岸域・離島の地域社会の活性化対策（定住促進、I J Uターン促進など）として活用できる。
- ② 合併などにより広域化した市町村において、これまでの地域・集落が培ってきた生活共同体としての機能を維持して地域を活性化する手段（地域内連携の強化、地元全体での観光客の受け入れなど）として活用できる。

(エ) 多様な主体の参加による当事者意識の醸成と新たな展開

- ① さまざまな関係者が国や地方自治体のリードにより、共通のテーブルについて議論することにより、参加者同士のネットワークができ、そのネットワークの中で新しいビジネスチャンスが広がり、地域の活性化や地方創生（地域製品のブランド化、新規産業の展開など）につながっていく。
- ② 産業の多角化、多様化を推進するための調整がなされていく（例えば、海洋再生可能エネルギー開発事業に漁業者が参画するなど）。

(オ) 関連自治体とのネットワーク強化

- ① 国内ネットワーク会議などに参加することで自治体同士の連携強化を図るとともに、そうした連携を通じた情報交換、相互援助などにより、沿岸域総合管理の推進を図ることができる。
- ② PEMSEA の地方自治体ネットワーク（PNLG）のような国際連携を進めることにより、世界とのつながりが強化され、地域の視野の拡大が図られるとともに、自らの地域の良さ・特徴の再認識をすることができる。

資料 4

志摩市の関連計画一覧

平成 24 年 6 月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20^{*}）の成果として、我々の地球と現在及び未来の世代のため、経済的、社会的、環境的に持続可能な未来を促進することを確認する「The Future We Want」が採択されました。また、国内では「環境基本計画」や「海洋基本計画」の見直しが行われ、環境保全だけでなく、水産資源の持続可能な利活用などを含めたさまざまな計画が策定されています。また、平成 26 年には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、地方創生の動きが加速しています。

本計画はこうした計画のほか、以下の本市の計画と密接に関連しています。

名称	策定主体	策定年月
第 2 次志摩市総合計画（前期基本計画）	志摩市	H28.3
志摩市人口ビジョン	志摩市	H28.3
志摩市創生総合戦略	志摩市	H28.3
志摩市都市計画マスタープラン	志摩市	H21.3
志摩市緑の基本計画	志摩市	H21.3
志摩市景観計画	志摩市	H25.4
志摩市環境基本計画	志摩市	H28.3
志摩市生活排水処理基本計画	志摩市	H28.3
志摩市ごみ処理基本計画	志摩市	H28.3
志摩市観光振興計画	志摩市	H27.3
志摩市水産業振興計画	志摩市	H20.3
志摩市教育推進計画（第 I 期）	志摩市	H28.3
志摩市地域防災計画	志摩市	H23.3
志摩市食育推進計画	志摩市	H28.3

資料 5

用語の解説

ア行

赤潮

水中の微小な生物（主に植物プランクトン）の異常増殖により、水の色が変化する現象。主に夏季に多発し、魚介類のえらを詰まらせ、酸素欠乏状態にさせるなどの悪影響を及ぼす場合がある。英虞湾では有毒プランクトンであるヘテロカプサ サーキユラリスカーマによる赤潮で真珠養殖などに大きな被害が発生した。

アコヤガイ

ウグイスガイ目、ウグイスガイ科の二枚貝。本市の真珠養殖に利用されるほか、貝柱は冬の味覚として珍重されている。

アプリ

「アプリケーションソフトウェア」を省略したパソコン用語。パソコンやスマートフォン上で、ある特定の機能や目的のために開発されたソフトウェア（コンピューターを動作させるプログラム）のこと。

アマモ・コアマモ

アマモ科、アマモ属の海底の砂泥に生える海草。種子植物であり、北海道から九州まで広く分布する。浅い海域に繁茂することで海域の静穏度を高め、生物の育つ場所となるほか、かつては農業用の肥料として活用されるなど重要な役割を果たしている。アマモやコアマモが繁茂する区域をアマモ場と呼び、近年生息域が減少していることから、再生に向けた取り組みが進められている。

伊勢志摩国立公園

わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む）であって、環境大臣が自然公園法第5条第1項の規定により指定するもの。全国で32の国立公園が指定されている。伊勢志摩国立公園は昭和21年11月20日に戦後初めての国立公園として指定された。

インタープリター

植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行う人の総称。

ウバメガシ

ブナ科、コナラ属の常緑高木。海岸や溪谷に沿った断崖地に生息し、本市にも広く分布する。非常に硬く、材は炭に用いられ、備長炭^{びんちょうたん}の原材料として有名。

沿岸域

海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域。

沿岸遊休地

沿岸に面する未利用の土地の総称。英虞湾では、江戸時代元禄期から戦前にかけて、多くの干潟が干拓されたが利用されなくなった土地も多く、干潟の再生などでの有効活用が期待される。

力行

カーボンクレジット

地球温暖化防止のため、先進国は京都議定書に基づいて、二酸化炭素の排出量上限を決めているが、自国の排出削減努力だけで削減しきれない分について、排出枠に満たない国の排出量を取引することができる。この排出量を企業間や国際間で流通するときに、クレジットとして取り扱われ、その取引単位は、1t-CO₂。

海域公園地区

国立・国定公園内の海域（海中・海上を含む）の景観や生物多様性を保全するための区域。工作物の設置や動植物の採捕、動力船の使用などを規制することができる。

外来種

自然に、あるいは観賞用や有用種として人為的に外国から入ってきた生物の種類。外来生物法では、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に大きい影響を与えると考えられる生物種を「特定外来生物」として指定し、輸入の制限や防除等の措置を講じることとしている。

海岸保全区域

海岸法などで定められている津波、高潮、波浪などの海水や地盤の変動による被害から海岸を防護すべき区域。海岸保全施設の設置や管理が必要とされる。

海洋立国推進功労者表彰

わが国における海洋政策を強力に推進し新たな海洋立国日本の実現を図るため、海洋に関する国民の理解の増進を図ることを目的に平成 20 年に設けられた表彰制度。

「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野と「海洋に関する顕著な功績」分野に分けて表彰が行われ、科学技術、水産、海事、環境など、海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介するもの。

合併処理浄化槽

単独処理浄化槽がし尿のみを処理するのに対して、合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水の両方を処理することができる浄化槽。処理機能を維持するため、機器の調整点検、水質検査や消毒剤の補充、害虫駆除等を定期的に行う事が定められている。

間伐

一般的に人工林において、密度調整を目的に林の樹木を伐採すること。林内に適度に光が射し込むため、豊かな生物多様性が維持され、土の保水機能や土砂流出防止機能が高くなる。

きんこ

サツマイモの一種であるハヤトイモを使用した干し芋のこと。一般的には干したナムコをきんこと呼ぶが、色や形状が似ていることから志摩では干し芋のことをきんこと呼び、海女のおやつなどとして、なじみのある保存食となっている

建基法不況

平成 19 年に、改正された建設基準法が施行されたことにもなう景気減速のこと。

サ行

自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

集水域

一つの河口を通じて、海や湖沼に流れ込む水が集まってくる陸地の範囲。

集落営農組織

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有するなど、農業生産過程において全部または一部を共同で営む組織。

省エネルギー

二酸化炭素の排出抑制や石油などの化石燃料の温存を目的に、化石燃料に代替するエネルギー資源の利用や、エネルギー使用の無駄を省くこと。

少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。本市では、若者の流出も一つの原因となっている。本市の高齢化率は 36.2%（平成 27 年 12 月末現在）。

生物生産性

一定期間内に、一定面積内で生物が新しい生物を生み出したり、光合成などにより有機物を生成したりする効率。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さ。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報伝達のあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用して内容をつくり出すネットサービスなどの総称。ソーシャルメディアでは、情報の閲覧者が同時に発信者としての資格を持ち、他の利用者に自身の責任で自由に情報を発信することができる。

タ行

多自然型護岸

ブロックの間からの植生を促すような護岸構造として施工するなど、生態系の保全に配慮された護岸。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。

地域ブランディング

地域ならではの独自の価値や誇り、アイデンティティを発掘・再発見し、それを具現化・ブランド化すること。当該地域の産品・サービスの売上増や高付加価値化、観光客・観光消費の増加などを実現することにより、所得や雇用の増加を図りつつ、ひいては地域の次代を担う若年層の流入増・流出減等をもたらすことで、地域コミュニティの持続可能性の確保・持続的発展につなげていくこと。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」(二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、フロンなど)の放出量が増加し、地球全体の平均気温が上がっていく現象。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費する（食する）こと。食料自給率の向上に加え、食への理解・関心を高めることにもつながる。市内で生産された農水産物などを観光業で活用するなどの取り組みを進めることにより、地域内に経済効果を循環させる効果が期待される。

鳥獣害

野生鳥獣による農林水産業への被害のこと。近年はイノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる農業被害が拡大し、深刻な問題となっている。

低炭素型

地球温暖化の抑制に向け、温室効果ガスの排出量を自然が吸収できる範囲の量にとどめようとする。省エネルギーや低炭素エネルギー（太陽光発電、風力発電、効率の良い火力発電など）の推進など、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を行うこと。

ナ行

なりわい景観

漁村や農村の風景など、地域における人々の^{なりわい}生業により形成された景観。なりわい景観は、豊かな自然の中で多くの人々が暮らす伊勢志摩国立公園の特徴にもなっている。

二次林

自然林が伐採された後または風水害、山火事などによって消失した後に、土中に残った種子や植物体の成長により、自然に成立した樹林。

ハ行

東アジア海洋会議

東・東南アジアの海域における環境保全と調和した開発を推進するため、政府、地方政府、NGO、研究機関などの連携強化を目的として設立された東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）が3年に1度開催する国際会議。

干潟

海岸で低潮時と高潮時に干出と浸水を繰り返す、泥質もしくは砂質の緩やかな海岸。河口域または内湾に多く発達し、多様な動植物が生息する場であり、陸域と海域の物質循環を支える役割があり、藻場とあわせて豊かな自然環境を保全するうえで重要な場となっている。

マ行

御食みけつ国くに

日本古代から平安時代にかけて、皇室や朝廷に海産物などの食料を献上したと推定される国を指す。志摩国のほか、若狭国（現在の福井県南西部）、淡路国（現在の兵庫県淡路島）が該当するといわれている。

モニタリング

事業実施後、その事業が大気質や水質などの環境要素に影響を及ぼしていないかどうか、定期的な調査あるいは自動観測器などを用いた調査により監視すること。

藻場

沿岸域で海草藻類（ホンダワラ、アラメ、アマモなど）が高い密度で繁茂している場所。魚介類が育つ場所として重要であるほか、一部の海藻は漁業や農業でも活用されるなど、産業上も重要な役割を持っている。近年、外洋に面した海域で藻場が消失する「磯焼け」現象がみられており、対策が急がれている。

ヤ行

溶存ようぞん酸素さんそりょう量

水中に溶けている酸素の量で、水質汚濁を測る代表的な指標のひとつ。溶存酸素量の低下は、微生物の活動抑制による水域の浄化作用の低下や水生生物の窒息死の要因となる。

有機物

生物体を構成・組織する、炭素を主な成分とする物質。

有害鳥獣

生活環境や農林水産業、生態系に係わる被害を生じる恐れがある鳥獣。イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなど。

ラ行

リアス海岸

河川などの浸食で多くの谷の刻まれた陸地が、地盤の沈下または海面の上昇によって沈水し、複雑に入り組んだ海岸線をなすもの。

リオ+20

1992年の国連環境開発会議（地球サミット）から20年後となる2012年6月に、リオ・デジャネイロ（ブラジル）で開催された「国連持続可能な開発会議」。加盟国から首脳及び多数の閣僚などが参加し、成果文書「The Future We Want」が採択された。

6次産業化

第1次産業（農林水産業、鉱業など）とこれに関連する第2次産業（加工業）・第3次産業（製造業、工業、小売業など）に係わる事業の融合などによるビジネス展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

アルファベット

CSR

CSR (Corporate Social Responsibility) = 企業の社会的責任

企業がさまざまな活動において、利益を最優先させるのではなく、利害関係者との関係を重視しながら社会的公正性を保つことや、環境対策を施すなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期的かつ持続的な成長をめざすこと。

NPO

NPO (Nonprofit Organization) = 非営利団体

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

PNLG

PNLGは、沿岸域総合管理の実践により、海洋及び沿岸資源の統治（ガバナンス）を改善し、社会的、経済的、環境的な利益を創出することを目的に、平成13年（2001）3月に沿岸域総合管理を実施する地方自治体が、その実践における情報と経験を共有する地域ネットワーク（RNLG）として発足。平成17年（2005）4月に、東アジア海域における海洋環境保全と調和した持続可能な開発について、関係国や有識者などの連携を図っている東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）の枠組みに参加することとして憲章を採択し、PEMSEA地方自治体ネットワーク（PNLG）と改称。本市は平成25年から加盟。

【参考・引用文献】

- ・『里海読本』 広報しま 別冊
- ・『沿岸域総合管理の推進に関する政策提言』 海洋政策研究財団
- ・『日本の野生植物 草本 I 単子葉類』
佐竹義輔、大井次三郎、北村四郎、亙理俊次、冨成忠夫 編、平凡社
- ・『フィールド図鑑－植物③ 低地の森林植物』奥田重俊、武田良平 著、東海大学出版会
- ・『環境アセスメント 基本用語辞典』原科幸彦・横田勇 監修、環境アセスメント研究会 編
- ・『生態学辞典』沼田真 編、築地書館
- ・『大辞林 第二版』松村明 監修、三省堂編修所 編
- ・『大辞泉』松村明 監修、小学館『大辞典』編集部 編
- ・『新しい里海のまち・志摩ホームページ』<http://satoumi-shima.jp/>
- ・『EIC ネット／環境用語辞典集』<http://www.eic.or.jp/>
- ・『マネー辞典 m-Words』<http://m-words.jp/>
- ・『IT用語辞典 e-Words』<http://e-words.jp/>
- ・『総務省』<http://www.soumu.go.jp/>
- ・『経済産業省』<http://www.meti.go.jp/>
- ・『厚生労働省』<http://www.mhlw.go.jp/>
- ・『環境省』<http://www.env.go.jp/>
- ・『農林水産省』<http://www.maff.go.jp/>
- ・『林野庁』<http://www.rinya.maff.go.jp/>
- ・『三重県の文化』<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/>
- ・『国土交通省 関東地方整備局』http://www.ktr.mlit.go.jp
- ・『笹川平和財団 海洋政策研究所』<http://www.spf.org/opri-j/>
- ・『リオ＋20 国内準備委員会』http://www.mri.co.jp/project_related/rio20/#about

稼げる！

学べる！

遊べる！

新しい里海のまち・志摩

第 2 次

志摩市里海創生基本計画

【志摩市沿岸域総合管理基本計画】

平成 28 年度～平成 32 年度



平成 28 年 3 月

発 行：志摩市

編 集：政策推進部 里海推進室

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL.0599-44-0206 FAX.0599-44-5252